

2013年4月1日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
北海道	未就	小卒		児童手当法特例準用	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯:初診時一部負担金(医科580円歯科510円)のみ (2)上記以外:1割負担(月額上限=外来12,000円 入院44,400円)		○	
青森	未就	未就		児童扶養手当一部支給準用(平成9年度基準額)	入院:4歳以上1日500円。外来:4歳以上月1500円。	○ (国保0歳)	○ (左記以外)	
岩手	未就	未就		児童扶養手当法準用(国基準(一部負担)に80万円上乘せ)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来月1,500円。入院月5,000円(レセプト単位)。		○ (注②)	
宮城	2歳	未就		高齢福祉年金扶養義務者の一部停止額準用	なし	○		
秋田	小卒	小卒 (2013年10月～)		旧児童手当法準拠	(1)0歳児及び市町村民税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来・入院とも自己負担の半額(ただし医療機関につき月1,000円(レセプト単位)まで)	○		
山形	未就	小卒		なし	(1)第3子以降、所得税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来1回530円(月4回まで)、入院1日1,200円。 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回まで)。	○		
福島	未就	未就		児童手当法特例準用	外来・入院とも月1,000円 (レセプト単位)	○ (国保の入院食事を除く)	○(社保) (注①)	○
	小4～18歳年度末	小4～18歳年度末		なし	なし	○		○
茨城	小3	小3		児童手当法特例準用(平成8年度基準額:1人の場合393万円まで。扶養1人ごとに30万円加算)	入院1日300円(月3,000円限度)、外来1回600円(月2回限度)。	○		
栃木	小卒	小卒		なし	(1)3歳未満:なし (2)3歳以上:入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
群馬	中卒	中卒		なし	なし	○		○

2013年4月1日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例：「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
埼玉	未就	未就		児童手当法準用(扶養親族等の数「2人の場合」を準用)	外来：月1,000円、入院：1日1,200円(市町村民税非課税者免除)		○	
千葉	小3	中卒		旧児童手当特例給付準用	(1)住民税所得割非課税世帯：なし。 (2)上記以外：外来1回300円、入院1日300円	○		○
東京	未就 中卒	未就 中卒		児童手当法準用 児童手当法準用	なし 外来：1回200円、入院：なし。	○ ○		
神奈川	未就	中卒		旧児童手当法特例給付準用	4歳以降：外来1回200円(調剤は除く)、入院1日100円	○ (未就まで)	○ (小1以上)	
山梨	5歳誕生日	未就		なし	なし	○		
新潟	2歳	小卒	3子以上の場合は、外来・入院とも全子中卒まで (2013年9月1日～3子以上いる場合は外来・入院とも全子高卒まで)	なし	外来1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護1日250円	○		○ (0歳減額認定者のみ)
富山	3歳	未就		旧児童手当特例給付準用	(1)0歳：なし。 (2)1歳以降：外来530円/日、入院1,200円/日	○ (0歳)	○ (1歳以上)	
石川	3歳	未就		児童手当法準用	月1,000円		○	
福井	小3	小3		なし	(1)未就：なし (2)小1以上：入院1日500円(月8回限度)、外来月500円(1医療機関あたり)		○ (注②)	○
長野	未就	小3		なし	月500円(レセプト単位)		○ (注②)	
岐阜	未就	未就		なし	なし	○		
静岡	中卒	中卒		児童手当等準用(第3子以降は所得制限なし)	外来：1回500円(月4回限度)、入院：1日500円	○		
愛知	未就	中卒		なし	なし	○ (未就)	○ (小～中卒の入院) (注①)	
三重	小卒	小卒		児童手当法特例給付準用	なし		○ (注②)	

2013年4月1日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
滋賀	未就	未就		児童手当法特例給付準用(第3子以降なし)	外来:月500円(院外処方による調剤薬局での自己負担金無し)、入院:1日1,000円(月14,000円限度)	○		
京都	小卒	小卒		なし	外来(2歳まで)・入院は月200円。外来(3歳～小卒まで)は月3,000円まで。	○(外来(2歳まで)、入院)	○(外来3歳以上)	
大阪	2歳	未就		旧児童手当法特例給付準用	1医療機関あたり外来・入院とも各1日500円(月2日限度)	○(一部自己負担金月2,500円まで)	○(左記以外)	○
兵庫	中卒	中卒		(1)0歳は無し。 (2)1歳以上:自立支援医療制度準用(市町村民税所得割額23.5万円未満)	(1)小3まで 外来:保険医療機関毎1日800円(月2回限度)。低所得者は1日600円(月2回限度)。 入院:1割負担(月3,200円限度)。低所得者は月2,400円限度)。入院4月目以降は負担無し。 (2)小4～中卒 自己負担額の2/3(入院4月目以降は負担無し)。	○		
奈良	未就	未就		児童手当法準用	外来月500円、入院月1,000円限度(2週間未満は500円)。ともにレセプト単位。		○(注②)	
和歌山	未就	未就		旧児童手当法特例給付準用	なし	○	○(一部)	
鳥取	中卒	中卒		なし	外来1回530円(月4回限度。調剤含む)、入院1日1,200円(市町村民税非課税世帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就、 就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等11疾患群に係る入院		(1)未就までは無し。 (2)就学後20歳未満は児童手当特例給付準用	入院・外来ともに1医療機関、1月あたり原則総医療費の1割(下記の限度額を超える場合は下記の額) ①0歳～未就:入院月2,000円、外来月1,000円、薬局は自己負担無し ②20歳未満:入院月15,000円	○(未就)	○(就学後20歳未満の入院)	
岡山	未就	小卒		児童手当法準用	(1)0～2歳は医療費自己負担分の2割(0.4割負担)。 (2)3歳～小卒は、総医療費の1割(月額上限有り)。ただし、すべての市町村で無料化実施	○		
広島	未就	未就		旧児童手当法準用	医療機関毎1日500円(外来:月4日限度、入院:月14日限度)	○		
山口	未就	未就		市町村民税所得割額以下(136,700円まで)	3歳以上について(1レセプトあたり) 外来:上限1,000円 入院:上限2,000円	○		

2013年4月1日現在 都道府県・子ども医療費助成制度一覧

*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)全国保険医団体連合会調べ

都道府県	対象年齢 (0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院 食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
徳島	小卒	小卒		児童手当法特例給付準用	(1)外来3歳以上、入院6歳以上は月600円(レセプト単位。調剤除く) (2)上記以外はなし	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
香川	未就	未就		児童手当法特例給付準用(H12年度額で固定)	なし	○		
愛媛	未就	未就		なし	3歳以上外来:月額上限2000円	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	
高知	未就	未就		1歳以上は児童手当法本則給付準用	(1)0歳、市町村民税課税世帯はなし。 (2)1歳以上の市町村民税課税世帯は自己負担の1割。	○		
福岡	未就	未就		3歳以上は児童手当法準用	(1)3歳以上:外来月600円(1医療機関毎)。入院1日500円(月7日限度)。 (2)3歳未満:なし。 ともに薬局での自己負担無し。	○		
佐賀	未就	未就		なし	外来上限500円(2回まで)、入院上限1,000円	○		
長崎	未就	未就		なし	外来・入院とも1日800円(月1,600円限度。レセプト単位)。 薬局での自己負担無し。	○ (大村市を除く)		
熊本	3歳	3歳	入院:3子以上いる場合は全子就学前まで	旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯は、入院:2,040円、外来1,020円限度)	(注③)		
大分	未就	中卒		なし	外来:1回500円まで(3歳未満は月2回、3歳以上は月4回が上限) 入院:1回500円まで(月14日上限)	○		
宮崎	未就	未就		旧児童手当法に準用(外来3歳以上)	外来:2歳までは月350円、3歳～未就は月800円 入院:月350円(レセプト単位)	○		
鹿児島	未就	未就		児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯はなし)		○ (注②)	
沖縄	3歳	未就		なし	外来:3歳児のみ医療機関ごとに月1,000円。		○	

■2012年4月より、「子ども手当」から再び「児童手当」となり、「子ども手当」以前の「旧児童手当」から所得制限が年収960万円以下となった。

このため児童手当の特例給付は以下の4種類となる。

- 児童手当特例給付(532万円)
- 児童手当本則(460万円)
- 旧児童手当特例給付(393万円)
- 旧児童手当特例給付(361万円)

■注①自治体によって現物給付にしている。

注②「自動償還払い」…一旦自己負担金を支払い、その後助成金支給申請の手続不要で、後日指定口座に自動振込みされる。

注③県では指定しておらず市町村に直接請求できる場合がある(市町村によって対応が異なる)。

■[給付制限]欄で制限対象が示されていない場合は入院・外来、医科・歯科の診療が対象となる。

■「入院食事」欄の○印:入院時食事療養費標準負担額(1日780円)を助成対象としているところ。

■「未就」とは、小学校未就学児。